

第 1 回推進会議における委員からの御意見の案への反映状況

個別施策等における主な変更内容

大分類	中分類	小分類	項目	変更内容	備考
安全で安心できる食品の供給の確保	1 生産及び供給体制の確立	(1)-ロ	G A P	○課題となっているG A P 指導員の確保・育成について、具体的な方法を整理する必要があるのでは。 G A P 指導員の確保・育成について、具体的な手法を追記 【変更後】 研修会の開催やG A P 指導員による現地指導を行い、G A P の普及拡大を図るほか、 <u>指導員資格取得研修への派遣等により、G A P 指導員の確保・育成を図るとともに、農業教育機関に対してG A P 認証取得に向けた支援を行い、G A P に関する教育の充実を図ります。</u>	施策2 (P12)
		(2)-イ	カドミウム低吸収イネ	○カドミウム低吸収性イネの取組が時間がかかる取組であることが分かるように修正していただきたい。 カドミウム低吸収性イネの取組について表現を修正 【変更後】 このほか、カドミウム低吸収イネの普及に向けた現地実証に取り組み、 <u>新品種の選定・導入のための判断材料として活用します。</u>	施策5 (P13)
食の安全安心に係る信頼関係の確立	1 情報共有及び相互理解の促進	(1)-イ	情報提供	○ホームページは誰を対象とどのように発信するのをはっきりさせて欲しい。 情報提供について表現を修正 【変更後】 ホームページなどにおける情報提供に当たっては、 <u>情報発信の対象を考慮しながら、わかりやすさやアクセスのしやすさ等に配慮します。</u>	施策24 (P20)
		(2)-イ	G A P	○消費者へのG A P についてのアピールも必要。 G A P の理解促進について追記 【変更後】 <u>消費者等のG A P に対する理解促進のため、ホームページ等による情報発信に努めます。</u>	施策26 (P21)
		(2)-ハ	新しい生活様式	○宮城県として新型コロナに対して何をするのか、新しい生活様式に沿ったやり方を計画に盛り込めないか。 食育推進の普及啓発手法について追記 【変更後】 第4期宮城県食育推進プラン（計画期間令和3年から令和7年）に基づき、市町村や関係団体、みやぎ食育コーディネーター等との連携を図るほか、イベントやデジタルコンテンツを有効活用した普及啓発により食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう意識の高揚を図ります。	施策28 (P22)
		(3)-イ	リスクコミュニケーション	○ホームページの目的などから、再考を願う。 リスクコミュニケーションの充実について内容を修正 【変更後】 <u>東京電力福島第一原子力発電所事故から9年余りを経て、放射性物質汚染に対する県民の意識変化や、原子力発電所に係る安全・防災対策に関し、とりまく状況が大きく変化しました。そのため、本県の原子力発電所に関する安全対策や防災対策、放射線・放射能の知識等、新たなコンテンツをメインとし、県民の不安解消や正しい理解を図るため、「みやぎ原子力情報ステーション」を適宜更新・改修しながら運営していきます。</u> <u>併せて県内市町村における放射線・放射能測定支援、市町村担当者や一般消費者を対象としたセミナーの開催等を引き続き行います。</u>	施策29 (P22)
第5 計画の推進			新しい生活様式	○宮城県として新型コロナに対して何をするのか、新しい生活様式に沿ったやり方を計画に盛り込めないか。 新しい生活様式に基づいた実施について追記 【変更後】 なお、 <u>施策の実施に当たっては、新型コロナ感染症の感染拡大状況に応じて、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に基づいた実施方法について配慮しながら実施して参ります。</u>	第5計画の推進 (P27)